

下記の事項を十分にお読みください。

## 一般ガスプランおよびガス床暖プランの供給条件における重要事項

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法にもとづき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申しいただきますようお願い致します。

### 1. お申込方法

当社所定の申込書、Web ページまたは電話等により申込みを受け付けます。

### 2. 契約の成立、契約期間、供給開始予定日

- (1) 本契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から、ガス料金適用開始の日以降 1 年目までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も同一条件で 1 年間継続されるものとし、以後同様といたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) 契約・解約時のご注意事項
  - (ア) ガス需給契約を適用開始日から 1 年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約[あるいは他の選択約款]のお申し込みをいただいても、解約日から 1 年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
  - (イ) 本契約の適用開始日から 1 年未満に[他の選択約款等]への変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 供給開始予定日  
原則として、当該一般ガス導管事業者に対する本託送供給契約の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。ただし最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合においては、次々回の検針日となる場合もございます。また、他社からの切り替えではなく、新たにガス供給を受けられる場合は、お客様と協議の上決定した日より供給を開始いたします。ただしお申込み以前よりガスを使用されている場合は、遡って実際の使用開始日が利用開始日となります。

### 3. ガス料金

ガス料金は、お客さま適用されるプランに応じて、(1)および(2)の基本料金にガスのご使用量に(1)および(2)の従量料金単価を乗じた額を加え、お客さまに適用される(3)の割引きをして計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。また、ガス床暖プランが適用されるお客さまは、(4)のとおりとし、それ以外のお客さまは、一般ガスプランとなります。

#### (1) 一般ガスプラン、ガス床暖プラン\_その他期（消費税等相当額込）

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/m <sup>3</sup> ）
A表	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	745.20 円	142.66 円
B表	20 m <sup>3</sup> をこえ 80 m <sup>3</sup> まで	1,036.80 円	128.08 円
C表	80 m <sup>3</sup> をこえ 200 m <sup>3</sup> まで	1,209.60 円	125.92 円
D表	200 m <sup>3</sup> をこえ 500 m <sup>3</sup> まで	1,857.60 円	122.68 円
E表	500 m <sup>3</sup> をこえ 800 m <sup>3</sup> まで	6,177.60 円	114.04 円
F表	800 m <sup>3</sup> をこえる場合	12,225.60 円	106.48 円

#### (2) ガス床暖プラン\_冬期（消費税等相当額込）

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/m <sup>3</sup> ）
A表	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	745.20 円	142.66 円
B表	20 m <sup>3</sup> をこえ 80 m <sup>3</sup> まで	1,242.00 円	117.82 円
C表	80 m <sup>3</sup> をこえる場合	2,106.00 円	107.02 円

※ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

#### (3) 割引制度

##### (ア) GU 割

割引率：3%

(イ) (ア)にかかわらず、ガス床暖プランが適用されたお客さまのうち、浴室暖房乾燥機または高効率給湯器をご使用いただいている場合には、次に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を申し込むことができるものとし、割引種別に記載する割引率を適用いたします。

##### ① 浴室暖割

適用条件：浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

割引率：3%、割引上限額（1か月につき）2,571.00 円（消費税等相当額込）

##### ② エコ割

適用条件：高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用の場合

割引率：3%、割引上限額（1か月につき）2,571.00 円（消費税等相当額込）

③ セット割

適用条件：浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用かつ、高効率給湯器によって

供給される温水を居室でご使用の場合

割引率：6%、割引上限額（1か月につき）5,142.00円（消費税等相当額込）

(4) ガス床暖プランの適用対象となるお客さま

お客さまが次のいずれにも該当する場合にガス暖房プランを適用します。

(ア) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行なう機器を居室で使用されること。

(イ) 住宅または施設付き住宅（1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。）の住宅部分において熱源機を使用されること。

4. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ガスご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、書面の発行にてお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合は、書面の発行を停止しWEBでの閲覧のみに変更することが可能です。

(2) ガス料金の算定期間、ガス使用量の計量方法等

(ア) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。

(イ) ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、当社はお客さまと当社との協議を踏まえ、本卸供給事業者（本託送供給契約の主体となる事業者であって、当社へ卸供給を行う事業者をいい、以下同様とします。）を通じた当該一般ガス導管事業者との協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値を本卸供給事業者を通じて当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は原則として、口座振替の場合は弊社が定める請求を行った月の12日もしくは26日（以下、「振替日」といいます。）といたします。請求を行った月の12日もしくは26日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その後の最初の営業日に料金を支払っていただきます。

(4) ガス料金の支払方法等

(ア) ガス料金は原則として口座振替またはクレジットカード払いによってお支払いいただきます

す。ただし、これらの手続きが完了するまでの間は、当社が指定する金融機関の口座に  
払込む方法によってお支払いいただきます。

(イ) 支払期日を経過してもなおガス料金やお客さまが負担する工事費負担金その他の本託送  
供給契約にもとづき発生する金銭（以下「ガス料金等」といいます。）が支払われない場  
合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受け  
ます。ただし支払期日より起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありま  
せん。

(ウ) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に  
年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたし  
ます。）を乗じて算定してえた金額といたします。

#### (5) 各種手数料

ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジッ  
トカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合その他特別の事情  
がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関  
等を通じて、当社が指定した様式の払込票により支払っていただきます。なお、この場合には、  
払込票の発行手数料として、756 円（消費税等相当額込）/月を申し受けます。

### 5. 当社からの供給の停止・契約の解除

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに対するガスの供給を停止し、  
または本契約を解除することがあります。この場合、当社は供給停止または解除を予告する日  
と供給停止日または解除日との間に 15 日間程度および 5 日間程度の日数をおいて、予告いた  
します。

(ア) 支払期日を経過してなお、ガス料金（他のガス需給契約（既に消滅しているものを含み  
ます。）を含みます。）を支払わない場合

(イ) 本契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、その他本  
契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(ウ) 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を  
受ける等支払停止状態に陥った場合

(エ) 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類す  
る法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合

(オ) 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

(カ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(キ) 当社が定めるガス需給約款その他本契約に違反した場合（料金表に定める適用対象とな  
らなくなった場合を含みます。）

(2) (1)により、当社が本契約を解除する場合、当社は解約日に需給を終了させるための適当な処  
置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

6. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給しますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A  
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35  
最高ウェッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

7. 本契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が本契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことができることについて、承諾するものといたします。

8. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、または当社が必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査のための業務
- (2) 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
- (3) 本契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
- (4) ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務
- (5) 検針、ガスメーター等の取替えの業務
- (6) その他保安上必要な業務

9. 保安に対するお客さまの協力お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、13（供給施設等の保安責任）(3)および 14（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設

置を求め、または使用をお断りすることがあります。

- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。この場合、お客さまは、当社に申し出ていただき、当社および本卸供給事業者を通じて当該一般ガス導管事業者の承諾を得るものとします。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

## 10. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者（当社は、本卸供給事業者を通じた当該一般送配電事業者からの依頼があった場合に限り。）は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
  - (ア) 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - (イ) ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
  - (ウ) ガス工作物（ガスメーター等を含みます。）の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
  - (エ) 法令の規定による場合
  - (オ) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - (カ) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - (キ) 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
  - (ク) 10（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合
  - (ケ) お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
  - (コ) その他当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
  - (サ) その他託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- (2) お客さまが(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとします。

### 1 1. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。

なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

### 1 2. 周知および調査業務

(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社はお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。

当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

### 1 3. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、12（周知および調査義務）(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。

(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。

- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。詳細は、ガス需給約款 39（お客さまの責任）ニをご参照ください。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- (ア) お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
  - (イ) 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
  - (ウ) 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

#### 1 4. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、お客さまは、当社に申し出いただき、当社は本卸供給事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に検査の請求をするものとし、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (3) お客さまは、(1)および(2)に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または代理人を立ち会わせることができます。

#### 1 5. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を本卸供給事業者を通じて当社に提供することについて、承諾するものといたします。

#### 1 6. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給約款に定めるところによるものといたします。



#### 17. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭の支払に関する請求を本卸供給事業者を通じて受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。この場合、お客さまは、当社が定める期日までに当社が指定する方法によりお支払いいただきます。

#### 18. 信用調査の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない等の場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

#### 19. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が定めるガス需給約款および料金表によります。
- (2) 本契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていたガス小売事業者等(以下「旧事業者」といいます。)との間で締結されたガス需給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。
- (3) 本契約の変更等
  - (ア) 当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。
  - (イ) ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、(ウ)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
    - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
    - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(ウ) ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

(4) 契約締結後書面の交付について

本契約が成立した場合、ガス需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

20. 各種お手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともしない本契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

<各種お手続きお問い合わせ>

電話によるお手続き・お問い合わせ

株式会社グローアップ

〒151-0071 東京都渋谷区本町3-14-3 松尾ビル8階

電話番号：03-5302-2297

受付時間：(平日) 10:00~18:00

ガス小売事業者

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

株式会社ファミリーネット・ジャパン (登録番号：A0058) 代表取締役社長 伊藤正二

受付時間：(平日) 9:00~17:00 (土・日・休・祝日) 9:00~17:00

## 個人情報の取扱いについて

### ガスの使用申込等に関する共同利用プライバシーポリシー

#### 共同利用する者の範囲

当社は、以下の者との間でガスの使用者の個人情報を共同で利用することができる。※1

- ・ガス小売事業者（ガス事業法第2条第3項）
- ・一般ガス導管事業者（ガス事業法第2条第6項）

#### 共同利用の目的

- ・託送供給契約の締結、変更又は解約のため
  - ・小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次※2及び供給者切替えに伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
  - ・供給地点に関する情報の確認のため
  - ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応
- その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
- ・消費機器調査の結果の通知のため※3

#### 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給契約の契約番号
- ・供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法※4第159条第4項に規定する通知に関する情報

#### 共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
- ・供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。）
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

※1 本市は、共同利用の目的のために、情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定して、ガスの使用者の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でガスの使用者の個人情報を共同利用するものではありません

※2 「小売供給契約の廃止取次」とは、ガスの使用者から新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、当該ガスの使用者を代行して、既存のガス小売事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいう。

※3 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知する。

※4 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいう。